

ちゅうぎん結婚・子育て資金専用口座の概要

ご利用いただける方	祖父母さまなどの直系尊属の方から結婚・子育て資金の贈与を受けられた20歳以上50歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金(結婚・子育て資金専用口座開設・追加預入申請書によりお申込みいただきます)
お預入れ期限	平成27年8月17日から平成31年3月31日まで
口座開設方法	お近くのちゅうぎんの窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは口座開設店でのみ受付いたします。
お預入れ方法	○口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 ○お預入れ金額は1円以上1円単位です。
結婚・子育て資金とは	①受贈者の結婚に際して支出する費用(上限300万円) ・挙式等費用 ・新居の住居費 ・引越費用 ②受贈者の妊娠・出産 または 育児に要する費用(上記①をあわせて上限1,000万円) ・不妊治療費用 ・妊婦健診費用 ・出産費用 ・産後ケア費用 ・子の医療費 ・子の保育費(ベビーシッター費用を含みます。)
お引出し方法	○口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ※お引出し方法には、①お客さまご自身で結婚・子育て資金を支払い後1年以内に領収書等を当行にご提出いただき当該資金を引出す方法と、②口座から引出し後に結婚・子育て資金の支払いに充当された後、領収書等を翌年3月15日までに窓口にご提出いただく方法がございます。 ○上記のいずれの場合も、結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただきます。
手数料	無 料
本口座の解約について	下記のいずれかの早い日に結婚・子育て資金専用口座のご利用は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。(通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません。) ①預金者(お孫さまなど)が50歳になられた場合 ②預金者(お孫さまなど)が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、預金者(お孫さまなど)から口座解約の申し出があった場合

口座開設手続きに必要なもの

受贈者のご本人さま確認書類(原本)	運転免許証、保険証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)等 ※顔写真のないご本人さま確認書類の場合は、2種類必要です。
受贈者のご印鑑	新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。
受贈者の個人番号(マイナンバー)	個人番号確認書類(通知カード等)
戸籍謄本または抄本	贈与者(祖父母さまなど)と受贈者(お孫さまなど)の関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)をご用意ください。
贈与契約書(原本)	窓口にて用紙をご用意しております。口座の開設に先立ち、事前に贈与者(祖父母さまなど)と受贈者(お孫さまなど)との間で締結していただきます。 ※契約書の締結後、(契約日より)2か月以内に贈与資金を本口座にお預入れいただく必要がございます。
結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	窓口にて用紙をご用意しております。 国税庁のホームページでもダウンロードすることができます。 ※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。
本制度の詳細	本制度の詳細については、内閣府 もしくは 国税庁のホームページにて確認してください。

※手続き等の詳細につきましては、お近くのちゅうぎんの窓口へお問い合わせください。
※税務上等の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。